

事務連絡
令和4年1月26日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等
重点措置等に関する諸事項について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

令和4年1月25日の第85回新型コロナウイルス感染症対策本部において、1月27日から2月20日までを期間として、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県が、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、広島県、山口県及び沖縄県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間が2月20日まで延長されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

このたび、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から、別添1～4について通知が発出されるとともに、鉄道駅・空港ターミナル等で現在行われている、混雑した場所への外出や不要不急の都道府県間の移動を極力控えるなどの感染拡大防止に係る呼びかけの実施対象地域が別添5のとおり一部変更となりました。

これらを受け、国土交通省より周知依頼がありましたので、貴会会員企業の皆様に対し、周知・ご協力方よろしくお願ひいたします。

以上